

ずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定されている。また、同条第2号には「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定されている。

- (3) 本件文書において非公開とした部分は、死亡者、申請者(墓地使用者)、墓地管理者の個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものに該当する。また、非公開とした部分の個々の情報については、これを以って特定の個人を識別することはできないが、公開することで公にした場合、申請書を記載した申請者のプライバシー権を侵害するおそれがあるといえる。なお、本件審査請求事案について、申請書の非公開とした部分は、条例第7条第2号アからオには該当しないものである。
- (4) よって、申請書の非公開とした部分は、条例第7条第2号に該当するから、本件処分を行った。
- (5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

本件文書は、申請者(墓地使用者)が自身の使用する墳墓の改葬を行う際、墓地、埋葬等に関する法律第5条及び同法施行規則第2条に基づき処分庁に申請を行い、これに対し処分庁が許可をした際の文書である。

2 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、原則として非公開とする旨の規定である。これは、個人のプライバシーを最大限保護するためであり、条例第3条第2項においても、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人の情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されている。

また、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」には、生存する個人だけでなく死者に関する情報についても含まれ、生存する個人の情報と同様、適正に取り扱うこととされるべきである。

3 条例第7条第2号該当性について

- (1) 「死亡者の本籍、住所、氏名、性別、死亡年月日」、「埋葬又は火葬の場所、火葬年月日」、「申請者(墓地使用者)の住所、氏名、印影、死亡者との続柄」、「墓地管理者の住所、氏名、印影」、「改葬の場所」について、死亡者または申請者(墓地使用者)、墓

地管理者個人の情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

- (2)「改葬の理由」については、申請者（墓地使用者）が、自身の使用管理する墳墓をどのように管理するかということも含めて申請者（墓地使用者）の個人に関する情報であり、申請者（墓地使用者）のプライバシーとして最大限保護されるべき個人に関する情報である（条例第3条第2項参照）。

これらの情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると考えられ、条例第7条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから非公開が妥当である。

4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 うるま市情報公開・個人情報保護審査会（審査請求審理部会）の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年9月3日	諮問第1号の受理
令和6年9月26日	第1回審議
令和6年11月13日	第2回審議

第7 うるま市情報公開・個人情報保護審査会（審査請求審理部会）委員

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	松山 清一郎	弁護士
委 員	清水 潤二	弁護士